

## 学校教育法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 学校教育法の一部改正

一 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととする事。 (第百九条第五項関係)

二 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等の状況について、報告又は資料の提出を求めらるものとする事。 (第百九条第七項関係)

### 第二 国立大学法人法の一部改正

#### 一 大学総括理事の新設等

1 国立大学法人が設置する国立大学の全部について2に規定する大学総括理事を置く場合にあっては、当該国立大学法人に、役員として、その長である理事長を置くものとする事。

(第十条第一項関係)

2 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情

がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができることとする。

（第十条第三項関係）

3 理事長及び大学総括理事の職務及び権限、任命、任期並びに解任等に関する規定の整備を行うこと。

（第十一条第二項及び第五項、第十三条の二、第十五条第三項並びに第十七条第六項及び第七項関係）

二 理事に学外者を二人以上含まれるようにしなければならないこととする。こと等

1 理事の員数が四人以上である国立大学法人（学外者（その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者をいう。以下同じ。）が学長に任命されているものを除く。）において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が二人以上含まれるようにしなければならないこととする。

（第十四条第二項関係）

2 理事の員数が四人以上である国立大学法人が一人以上の非常勤の理事（学外者が任命されるものに限る。）を置く場合における当該国立大学法人に対する別表第一の適用については、それぞれ当該各

項の第四欄中「四」とあるのは「五」と、「五」とあるのは「六」と、「六」とあるのは「七」と、「七」とあるのは「八」と、「八」とあるのは「九」とすることとすること。

(別表第一備考第四号関係)

三 国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとする事。

(第三十一条の三第二項関係)

四 文部科学大臣は、二以上の国立大学を設置する国立大学法人が設置する国立大学のうち、当該国立大学に係る教育研究上の実績及び管理運営体制並びに当該国立大学を設置する国立大学法人の財務基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、当該国立大学法人の申請により、指定国立大学として指定できることとする事。

(第三十四条の九関係)

五 文部科学大臣が定める国立大学法人は、平成二十四年度の一般会計補正予算(第1号)により政府から当該国立大学法人に対し出資されている金額その他政令で定める金額のうち当該国立大学法人が第二

十二条第一項第七号に掲げる業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として文部科学大臣が定める金額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならないこととする。

(附則第二十三条関係)

六 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。

(別表第一関係)

### 第三 私立学校法の一部改正

一 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならないものとする。

(第二十四条関係)

二 役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備すること。

(第三十五条の二等関係)

三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとする。

(第四十五条の二関係)

四 寄附行為、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、監査報告書及び役員に対

する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）の備置き及び閲覧並びに文部科学大臣が所轄庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備すること。

（第三十三条の二、第四十七条及び第六十三条の二関係）

五 学校法人が所轄庁の解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立により又は職権で、清算人を選任するものとする。こと。  
（第五十条の四関係）

#### 第四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

一 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加すること。

（第十六条第一項第六号及び第七号口関係）

二 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うこととする。こと。  
（第十六条第三項関係）

#### 第五 施行期日等

一 この法律は、一部を除き、平成三十二年四月一日から施行するものとする。こと。（附則第一条関係）  
二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとする。こと。

第六 関係法律の一部改正

その他関係法律の一部を改正すること。

(附則第二条から第十三条まで関係)

(附則第十四条から第二十条まで関係)